第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

⑵　優先的施設利用権

別表10―４記載の更生債権者の優先的施設利用権は、上記⑴にかかわらず、上記１．⑵イを適用して、権利の変更を受ける。ただし、停止条件が成就するまで優先的施設利用権を行使することはできない。

３．その他の一般更生債権

⑴　権利の変更

別表10―５記載の確定更生債権額のうち、更生手続開始決定日以降の利息及び損害金については、免除効力発生日に免除を受ける。元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・遅延損害金については、免除効力発生日に88.18％の免除を受ける（弁済率11.82％）。

別表16記載の太平洋クラブ、太平洋アリエス、太平洋ヒルクレスト、太平洋ティ・ケー・エス及び太平洋トリアス間で相互に保有する確定更生債権については、第５章第１節第２の合併に伴う内部債権の消滅の規定に従う。

⑵　弁済方法

上記⑴の権利変更後の債権額を、更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに一括して弁済する。

⑶　保証債務履行請求権における特則

別表10―６記載の確定更生債権額は、主債務者が約定に基づく返済を継続している限り、権利変更及び弁済を留保する。主債務者が主たる債務の期限の利益を喪失した場合には、管財人がその旨の通知を受けた日において、当該主たる債務を担保する保証債務履行請求権につき、確定更生債権額から当該通知を受けた日までに主債務者が弁済した金額を控除した残額を確定更生債権額とみなし、上記⑴の一般更生債権と同様に権利変更を行い、権利変更後の債権額を当該権利変更後３か月以内に一括して弁済する。

ただし、管財人が上記通知を受けた日が、免除効力発生日以前である場合には、確定更生債権額から当該通知を受けた日までに主債務者が弁済した金額を控除した残額を確定更生債権額とみなして、上記⑴及び⑵を適用する。

⑷　マルハンの一般更生債権における特則

ア　確定債権

会　社　名	確定更生債権額	重複債権処理後の債権額	別表
太平洋クラブ	56,677,749,635円及び額未定	47,730,365,735円及び額未定	別表10―７
太平洋アリエス	55,162,370,706円及び額未定	０円	
太平洋ヒルクレスト	1,430,954,703円及び額未定	０円	
太平洋ティ・ケー・エス	7,303,066,437円及び額未定	０円	

イ　権利の変更

上記⑴にかかわらず、マルハンが有する別表10―７記載の確定更生債権額は、本章第１節に基づく重複債権に関する権利の変更を受けた後、免除効力発生日に金29億2779万1129円を超える部分について免除を受ける（弁済率6.134％）。

ウ　弁済方法

上記イの権利変更後の債権額を、更生計画認可決定日から３か月後の応当日（３か月後の応当日がないときは、その月の末日）までに一括して弁済する。

４．複数の更生債権を有する場合の措置

一の自然人または法人たる債権者が、更生債権を複数有する場合（会員債権たる更生債権を複数有する場合、及び、会員権債権たる更生債権とその他の更生債権をそれぞれ有する場合を含む）における、更生債権の弁済方法及び会員としての取扱いについては、それぞれの更生債権又は会員契約ごとに適用されるものとする。

第５節　弁済に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における各更生会社の本社にて行なう。債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指示に従い、振込費用は各更生会社の負担とする。

第２　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定日までに更生担保権・更生債権の放棄又は取下げがなされた場合の権利の変更及び弁済方法は、残債権額を基準として行う。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転前の債権額を基準とする。

第４　端数処理

弁済額の計算において生じる免除後の残額の１円未満の端数は切り上げる。

第５　相殺

各更生会社が本更生計画に基づき更生担保権又は更生債権の弁済を行う際に、各更生会社が更生担保権者又は更生債権者に対して弁済期の到来した債権を有するときは、管財人は当該債権を自働債権として相殺の上、残額を弁済する。

第６　相続等の取扱い

更生債権等が相続等の包括承継により移転した場合、同債権を包括承継した包括承継人は、相続等の包括承継の事実を証明するに足りる証拠資料を管財人に提出しなければならず、かかる証拠資料が提出されるまでは、管財人は、更生債権等の弁済を留保することができる。

第４章　未確定更生債権の措置

別表12記載の未確定更生債権が確定したときは、第３章第４節第２の１．の定めを適用する。

第５章　組織再編及び株主の権利の変更

第１節　合併

第１　合併の条件

１．吸収合併存続会社の商号及び住所

太平洋クラブは、太平洋アリエス、太平洋ヒルクレスト、太平洋ティ・ケー・エス及び太平洋トリアスを吸収合併して存続し、太平洋アリエス、太平洋ヒルクレスト、太平洋ティ・ケー・エス及び太平洋トリアスは消滅する（以下「本件吸収合併」という。）。

本件吸収合併における吸収合併存続会社の商号は「株式会社太平洋クラブ」、住所は東京都港区芝浦一丁目12番３号とする。

２．吸収合併消滅会社の商号及び住所

本件吸収合併における吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

商　　号	住　　所
株式会社太平洋アリエス	東京都港区芝浦一丁目12番３号
太平洋ヒルクレスト株式会社	東京都港区芝浦一丁目12番３号
太平洋ティ・ケー・エス株式会社	東京都港区芝浦一丁目12番３号
太平洋トリアス株式会社	東京都港区芝浦一丁目12番３号